

公益財団法人 日本ライフセービング協会

認定競技会規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）基本規程第5章競技第2節認定競技会について必要な事項を定め、ライフセービング競技の普及・発展を図ることを目的とする。

(区 分)

第2条 認定競技会の区分は、以下の通りとする。

(1) A種認定競技会

本協会の主催する競技会に準ずるものとする。

(2) B種認定競技会

本協会の主催する競技会に準じないが、一定の条件を満たしたもの。

(主催者)

第3条 認定競技会を主催できる団体は、次の通りとする。

- ・地方ブロックライフセービング協会
- ・都道府県ライフセービング協会

(申 請)

第4条 認定競技会を主催する者は、本協会基本規程第5章第2節第8条に則り、申請をすること。

(承認の条件)

第5条 認定競技会の承認の条件は、本協会基本規程第5章第2節第9条に則るものとする。

- 2 プール競技のA種認定競技会を行う場合は、本協会が発行するライフセービング競技規則（以下「競技規則」という）で定めるプール施設規格に合致し、かつ認定審判員のうちタイムキーパーについては、別表認定審判員配置の役職及び推奨人数で定める人数を配置すること。

(適用する競技規則)

第6条 認定競技会は、原則として最新の競技規則を適用しなければならない。

- 2 認定競技会の申請を行った日（申請日）よりも後に新たな競技規則が発行された場合は、次の通りとする。
- (1) 新たな競技規則の発行日から当該競技会の開催日までの間が3ヶ月以内の場合、認定競技会の申請日の段階で最新であった競技規則を用いることができる。この場合であっても、A種認定競技会にてプール競技における日本記録を更新した場合は、認定の対象となる。
- (2) 新たな競技規則の発行日から当該競技会の開催日までの間が3ヶ月以後の場合、原則として新たな競技規則を適用する。
- 3 競技規則には、以下を含む。
- ・ライフセービング競技規則
 - ・短水路プール競技

・ジュニア/ユース競技規則

(開催後の報告)

第7条 認定競技会を主催する者は、本協会基本規程第5章第2節第10条報告義務に則り、本協会に対して報告しなければならない。

- 2 期日までに報告が無ければ、当該競技会での日本記録、認定審判員参加履歴を認定できないことがある。

(日本記録の認定)

第8条 認定競技会において、プール競技における日本記録を更新した場合の扱いについては、次の通りとする。

(1) A種認定競技会

認められる。但し、日本記録の認定を受けるためには、競技規則に則り、主催者より本協会へ申請をすること。

(2) B種認定競技会

認められない。

(安全担当責任者及び免責事項)

第9条 認定競技会的主催者は、主催する大会毎に安全担当責任者を置かなければならない。

- 2 認定競技会的主催者は、主催する大会毎の大会要項に、当該大会の免責事項を必ず提示すること。
- 3 本協会は、認定競技会開催に伴ういかなる責務も負わない。

(認定審判員の配置)

第10条 認定競技会的主催者は、チーフレフリーとしてS級認定審判員又はA級認定審判員を1人配置しなければならない。

- 2 認定競技会を円滑に運営するために、適正な人数の認定審判員を配置しなければならない。配置する役職及び推奨人数は別表の通りとする。

(認定審判員の参加履歴)

第11条 認定競技会に参加した認定審判員の活動履歴の扱いは、本協会認定審判員規程細則第3条に則るものとする。

- 2 認定審判員の参加履歴を反映させる場合は、本規程第7条報告の事項と併せて、当該大会の認定審判員配置表を提出すること。

(選手登録)

第12条 認定競技会に参加する選手の、本協会選手登録の有無は次の通りとする。

(1) A種認定競技会

選手登録を必須とする。

(2) B種認定競技会

選手登録を必須としない。

(選手と認定審判員の兼任)

第13条 認定競技会における選手及び認定審判員の兼任について、次の通りとする。

(1) A種認定競技会

選手と認定審判員の兼任は認められない。

- (2) B種認定競技会
選手と認定審判員の兼任は認められる。

(実施競技種目)

第14条 認定競技会における実施競技種目は、競技規則に掲載される競技種目を一定の割合以上実施しなければならない。その割合は次の通りとする。

- (1) A種認定競技会
実施する競技種目全体のうち、70%以上を占めること。
- (2) B種認定競技会
実施する競技種目全体のうち、30%以上を占めること。

(改 廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附 則

本規程は2019年4月20日から施行する。

改正(第2号)は2020年6月6日から施行する。

別表 認定審判員配置の役職及び推奨人数

●A 種認定競技会

オーシャン競技及び IRB 競技 (1エリア)	チーフレフリー	1人
	ヘッドスコアラー	2人以上
	マーシャル	1人以上
	レコーダー	1人以上
	チーフジャッジ	1人
	スターター	1人
	チェックスターター	1人
	ジャッジ ・コースジャッジ ・フィニッシュジャッジ	9人以上
	IRB ジャッジ	2人以上
プール競技	チーフレフリー	1人
	ヘッドスコアラー	2人以上
	機械操作員	5人以上
	マーシャル	1人以上
	タイムキーパー ※記録に関わる為、本項目のみ必須とする。	使用するレーンにつき ・全自動装置使用時は2人 ・全自動装置未使用時は3人
	レーンジャッジ	使用するレーンにつき1人以上
	ターンジャッジ	4人以上
	スターター	1人
	チェックスターター	1人
シミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技	チーフレフリー	1人
	チーフジャッジ	1人
	ヘッドスコアラー	2人以上
	マーシャル	1人以上
	スターター	1人
	ジャッジ	状況設定1つにつき1人以上

●B 種認定競技会

オーシャン競技及び IRB 競技 (1エリア)	チーフレフリー	1人
プール競技	チーフレフリー	1人
シミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技	チーフレフリー	1人